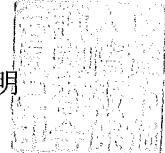


答 申 第 8 8 号  
平成26年5月16日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づき、平成26年4月25日付佐市資産第76号により諮問がありました「固定資産税路線価評定業務にかかる路線の価格形成要因調査業務に伴う、個人情報の本人以外からの収集」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点について要望します。

- 1 本件調査業務を実施機関以外の者へ委託する際は、収集する個人情報の取扱に関する事項を契約書類に明記するとともに、これらの事項の順守状況を適宜確認すること。